

令和6年8月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	竹町 (竹)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・組合員の高齢化により法人による農業の継続が不可能になったため、本年から3年間で認定農業者に移行する予定であるが、農業施設の維持保全が困難であることが予想されるため、多面的機能支払い交付金を利用しての維持保全に努めることが必要。

・設備に不十分な部分があるため、移管と同時に設備の拡充が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・幸い集落の農業を引き受けてくれる人材に恵まれたが、個人経営となるため、スマート農業のようなより合理的な生産方式が求められる。集落としては、認定農業者の経営を可能な限りバックアップすることが必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・残り4%の農地の耕作者に対して、集落内の担い手に移管するよう農事改良組合等から働きかける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
・狭小田をなくすために畦畔ブロックの撤去を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・10年後の経営体を2つ以下にし、経営を安定化させる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・防除作業は桐原営農組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③省力化に向けてスマート化を進める。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調整施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。